

# 利 用 上 の 注 意

1. この資料における地域・地区は、2015年を目標年次とする「新しい政策の指針」(平成18年3月策定)の区分に従い、平成12年10月1日現在の市町村により次のとおりとしています。

地域	地区名	構成市町村(88市町村)
尾張	名古屋市地区	名古屋市(16区)
	海部地区	津島市・七宝町・美和町・甚目寺町・大治町・蟹江町・十四山村・飛島村・弥富町・佐屋町・立田村・八開村・佐織町
	尾張西部地区	一宮市・尾西市・稲沢市・木曾川町・祖父江町・平和町
	尾張中部地区	西枇杷島町・豊山町・師勝町・西春町・春日町・清洲町・新川町
	尾張北部地区	春日井市・犬山市・江南市・小牧市・岩倉市・大口町・扶桑町
	尾張東部地区	瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・東郷町・長久手町
西三河	知多地区	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町
	豊田加茂地区	豊田市・三好町・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町
	岡崎額田地区	岡崎市・幸田町・額田町
	衣浦東部地区	碧南市・刈谷市・安城市・知立市・高浜市
東三河	西尾幡豆地区	西尾市・一色町・吉良町・幡豆町
	新城北設楽地区	新城市・設楽町・東栄町・豊根村・富山村・津具村・稲武町・鳳来町・作手村
	宝飯地区	豊川市・蒲郡市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町
	豊橋田原地区	豊橋市・田原町・赤羽根町・渥美町

2. 本県では、平成12年10月2日から平成17年10月1日までに、次のとおり郡区域変更及び市町村合併が行われました。

なお、統計表第1表については、平成12年11月から平成17年10月までの各月1日現在で存在した郡及び市区町村名で表記しています。ただし、「田原町」及び「赤羽根町」分については、市町村合併後の「田原市」としてとりまとめています。

## (1) 郡区域変更

郡区域変更時期 平成15年10月1日

変更内容 稲武町が北設楽郡から東加茂郡に編入

## (2) 市町村合併

合併後の市町村名	合併構成市町村	合併の期日
一宮市	一宮市 尾西市 葉栗郡 木曾川町	平成17年4月1日
豊田市	豊田市 西加茂郡 藤岡町、小原村 東加茂郡 足助町、下山村、旭町、稲武町	平成17年4月1日
稲沢市	稲沢市 中島郡 祖父江町、平和町	平成17年4月1日
新城市	新城市 南設楽郡 鳳来町、作手村	平成17年10月1日
田原市	渥美郡 田原町、赤羽根町	平成15年8月20日
	田原市 渥美郡 渥美町	平成17年10月1日

合併後の市町村名	合併構成市町村	合併の期日
愛西市	海部郡 佐屋町、立田村、八開村、佐織町	平成17年4月1日
清須市	西春日井郡 西枇杷島町、清洲町、新川町	平成17年7月7日
設楽町	北設楽郡 設楽町、津具村	平成17年10月1日

3. 本文及び表中の用法は次のとおりです。

- 「0.0」…………… 計数が単位未満の場合
- 「-」…………… 該当がない場合
- 「 」…………… 数値が減少の場合

4. 用語の解説

(1) 人口

国勢調査における常住人口（ふだんそこに住んでいる人口、外国人を含む。）に、住民基本台帳及び外国人登録原票の異動を加減したもの

(2) 世帯

住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（国勢調査上の定義）。

なお、毎月の異動数も国勢調査上の定義に従い把握することとし、次により取扱っています。

雇主と同居している単身住込みの雇人は、雇主の世帯に含めています。

学校の学生寮、寄宿舎に住んでいる単身の学生・生徒は、棟ごとにまとめて一つの世帯としています。

3か月以上の入院患者や社会施設の入所者は、その施設又は棟ごとにまとめて一つの世帯としています。

(3) 自然増減

出生者数から死亡者数を差し引いたもの

出生者 - 出生届により住民票の記載をした者及び外国人で出生により新規登録をした者

死亡者 - 死亡届又は失踪宣告届により住民票を削除した者及び外国人で死亡により原票を閉鎖した者

(4) 社会増減

転入者数と転出者数の差に、その他の増・その他の減を加減したもの

転入者 - 転入届により住民票の記載をした者及び外国人で居住地変更登録をした転入者並びに入国者

転出者 - 転出届により住民票を削除した者及び外国人で新居住地の市区町村へ原票を送付した転出者並びに出国者

その他の増 - 転出を取り消した者、転入届がないために住民票の職権記載を行った者、帰化届・準正による日本国籍の取得者、境界変更等に基づき住民票の職権記載を行った者及び日本国籍の離脱・喪失等により外国人として新規登録をした者等

その他の減 - 転出届がないために住民票の職権削除を行った者、国籍喪失届による日本国籍の喪失、境界変更等に基づき住民票の職権削除を行った者及び帰化、外国人登録法の適用を除外される身分の取得により原票を閉鎖した者等